

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年8月10日

分任支出負担行為担当官

大阪空港事務所長 山内 諒

1. 業務概要

- (1) 業務の名称 今の山RCAG増波その他工事外1件工事施工管理業務委託
(電子入札対象案件)
- (2) 履行場所 今の山RCAG TXサイト(高知県土佐清水市字入道川山1211-6)
今の山RCAG RXサイト(高知県土佐清水市字島ノ内山2511)
清水VORTACサイト(高知県土佐清水市白滝山)
- (3) 業務内容等 入札公告別紙発注概要のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結日翌平日から令和5年3月31日まで
- (5) 政府電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を政府電子調達システムで行う対象案件であり、政府電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。なお、政府電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを分任支出負担行為担当官に提出することにより、紙入札による参加の承諾を得ることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札日までに大阪航空局の令和3・4年度一般(指名)競争参加有資格者のうち「その他の業種」でA又はB等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本業務の対象となる工事の受注者及び当該工事に係る設計業務等の受注者又はそれらと資本若しくは人事面において関連のある建設コンサルタント業者でないこと（詳細については、入札説明書を参照すること。）。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については入札公告：別紙を参照。）。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続き方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3-371
国土交通省 大阪航空局 大阪空港事務所 会計課 電話 06(6843)1036
メール cab-rjoo-kaikeika@mlit.go.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
令和4年8月25日 17時00分まで
上記までの間、縦覧に供するとともに、必要とする者に対し無償で貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。
また、郵送（着払い）による交付を希望する場合は、(1)に連絡を行い交付を受けることができる。その場合、郵送の事故（遅延等）について責任は負わない。
上記のほか、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望するものはその旨を3.（1）のメールアドレスあて連絡すること。その際、メール

には件名、社名、担当者名、電話番号及び送付先メールアドレスを記載すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

- ① 政府電子調達システムによる参加を希望する者は、下記期限までに申請書及び資料を下記(5)に示すURLに提出すること。

令和4年8月25日 17時00分まで

- ② 紙入札方式による参加を希望する者は、下記期限までに申請書及び資料を上記(1)に示す場所に提出すること。

令和4年8月25日 17時00分まで

(4) 入札書の提出期限

- ① 政府電子調達システムによる場合

令和4年9月8日 17時00分まで

- ② 郵送等による場合

令和4年9月8日 17時00分まで

- ③ 持参する場合

下記(6)の開札日時及び場所に持参しなければならない。

(5) 政府電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム

<https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

(6) 開札日時及び場所

令和4年9月9日 9時30分

大阪空港事務所 7階 入札室

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

- (3) 入札参加者に要求される事項

開札日の前日までに申請書及び資料の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。なお、提出期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は、本案件に参加することができない。

- (4) 競争参加資格の確認

本案件の参加希望者は2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、2. (3)に掲げる事項を満たしていない者も申請書及び資料を提出することができるが、2. (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる事項を満たしている時は、開札日において、2. (3)に掲げる事項を満たしていること

を条件として競争参加資格が有ることを確認するものとする。

但し、当該確認を受けた者が入札に参加するためには、開札日において2.(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

(5) 入札の無効

2. に掲げる競争参加資格の無い者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び国土交通省航空局競争契約入札者心得第6条に該当する入札は無効とする。なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札日において2. に掲げる競争参加資格が無くなった者は、競争参加資格の無い者に該当する。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、本案件に係る諸経費等を含め見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約には移行しない。

(7) 契約書作成の要否

要(契約書)

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 詳細は入札説明書による。

[入札公告：別紙]

件名： 今の山R C A G増波その他工事外1件工事施工管理業務委託

発注概要：

本業務は「今の山R C A G増波その他工事外1件工事」に必要な施工管理業務を委託するものである。

【委託内容】

1. 全体工程及び作業計画の確認、施工計画の検討、施工要領の検討、安全管理体制の確認
2. 他工事との工程調整の補助、関係機関との打合せ資料作成
3. 製作承認図の確認、使用材料の検査、各種試験データ等の整理、報告
4. 機器設置場所の決定の際の立会い
5. 施工状況の確認
6. 設計変更、工法変更の確認
7. 完成検査等の立ち会い
8. 書類等の作成、書類等の整理確認

R C A G (Remote Center Air-Ground communication：遠隔対空通信施設)

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官大阪空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 業務実績

平成19年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の1)または2)の要件を満たす業務(以下「同種・類似業務」という。)の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。)

なお、当該実績が国土交通省の発注した業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が60点未満のものは除く。

1) 同種業務

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設(※1)
- ② I L S施設(※2)
- ③ V O R / D M E (若しくはT A C A N) 施設(※3)
- ④ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓(通信制御装置)、航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ(メインフレーム、サーバ)(※4)
- ⑤ 航空運航情報業務に係る施設のうち、
イ) 運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置
ロ) 対空援助業務に係る通信制御装置
- ⑥ 対空通信施設(A / G、R A G、A T I S、R C A G及びA E I S)
- ⑦ N D B施設
- ⑧ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、T D U、W R U
- ⑨ 航空保安無線施設等に係るR C M、A P D U、O R M、A A M、A P I D、
B I R D S、C C P、D R E C、E D U、H M U、M D P、M L A T、
O C E、R M L、S S E、W A M、W P U、W S D D、W X

上記①～⑨のいずれかの新設又は更新工事にかかる施工管理(監督業務の補助)業務、実施設計業務若しくは、いずれかの機器製造、保守業務の実績を1件以上有すること。(※5)

(注)

- ※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。
- ※2 ILS施設のうち、それらを構成する「LOC」、「GS」、「T-DME」のみでも可。マーカー単独の場合は類似とする。
- ※3 VOR/DME施設は、VOR・TACAN・DMEのみの単独でも可。
- ※4 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。
なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事及びホストコンピュータ（メインフレーム、サーバ）の増設工事も同種とする。
- ※5 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものは類似とする。
- ※ ⑥、⑦のうち空中線の設置を伴わない工事にかかる施工管理（監督業務の補助）業務もしくは実施設計業務は類似とする。
- ※ いずれの施設においても「撤去」のみの工事にかかる施工管理（監督業務の補助）業務もしくは実施設計業務は類似とする。

2) 類似業務

国管理空港、会社管理空港の運営事業者（※1）、地方公共団体及び「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」に基づく国管理空港運営権者の発注する下記①又は②の工事に係る施工管理（監督業務の補助）業務、実施設計業務、並びに下記③に係る機器製造又は保守業務。

- ① 電気通信施設関連工事
- ② 無線局関連工事
- ③ 航空保安無線施設等、空港場周警備設備、空港海上警備設備、空港防護設備、航空安全推進ネットワーク、保安防災指令装置

上記のうち、いずれかの実績を2件以上有すること。なお、①又は②に係る工事は「撤去」のみでも可。

また、訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも可。

- ※1 会社管理空港の運営事業者には、成田国際空港（株）、中部国際空港（株）、関西エアポート（株）、新関西国際空港（株）、関西国際空港土地保有（株）、関西国際空港（株）、関西国際空港用地造成（株）を含む。

(2) 配置予定の管理技術者は次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1) 平成19年4月1日以降に完了した上記(1)に掲げる業務のいずれか1件以上に従事した経験を有する。なお、照査技術者としての実績は認めない。
- 2) 入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

(3) 大阪航空局が発注した電気通信工事に係る施工管理（監督業務の補助）業務もしくは実施設計で、令和2年4月1日以降に完了した業務の業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。